

産業政策としての会社法改正に関する一考察

～経済産業省先導型立法チャネルの背景、実像とその性格～

一橋大学大学院国際企業戦略研究科

経営法務コース 博士後期課程

のぼる じゅんいちろう

登 淳 一 郎

要旨

第 1 に、ビジネス・インフラであるとの会社法観への転換と、産業政策が組織再編法制につながる様や経産省が会社法の施策立案に携わる経緯を明らかにする。

第 2 に、経産省内の私的研究会にて意見集約・政策提言をして立法議論を促すプロセスと、産活法等の産業立法を利用して経済界に試行してもらい、本則化に繋げるプロセスを描く。

第 3 に、法制審や議員立法の政策形成と比較し、この立法チャネルの性格を明らかにする。

キーワード：会社法改正，産業政策，経済産業省

1. はじめに

2006 年 5 月 1 日に施行された会社法（以下「会社法」とする。）だが、同日に経済産業省（以下「経産省」とする。）のウェブサイト¹を通じて経済産業政策局・産業組織課から「会社法の現代化について」というアナウンスがなされた。その中で「産業政策から見た新会社法のポイント」という PDF 資料が公開されたが、2 枚目のスライド「1. 新会社法の意義 (2) 創業・再編のための規制緩和を一般化」において「○創業や再編のための規制緩和 (括弧内略) の有効性は、新事業創出促進法、産業活力再生法で実証済み。」「○会社法は、これらの特例を吸収し、一般化。」と説明している。また、同じスライドでは「03 年 産業活力再生法の改正」という項目の下に「・簡易組織再編の要件拡大：【実績：30 件】(06 年 3 月時点)」や「・合併対価の柔軟化：【実績：24 件】(06 年 3 月時点)」と記述し、産業活力再生特別措

¹ http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/kaisyahou.html

置法（以下「産活法」とする。）等の産業立法における特例措置を認定実績に基づいて会社法に本則化した、とする経産省の意向が表れる。これは、産活法や新事業創出促進法といった産業立法でまず商法と異なるルールを試行し、「うまくいくようだったらそのルールを商法本体のルールとする」という経産省先導型ルート²が、法制審議会（以下「法制審」とする。）の審議の前段階に存在することを示唆するものといえよう。本稿では、従来の法制審中心の立法形成プロセスを法制審集約型「立法チャネル」³と呼び、他方、1997 年以降の組織再編法制に影響を与えた立法形成プロセスを経産省先導型「立法チャネル」と呼ぶこととする。

この点、産活法等の特例措置を会社法に本則化するにあたって具体的にどのような実績と運用の検証がなされていたのか明らかではない⁴、との指摘がある。確かに、会社法改正史における法務省民事局サイドや法制審の立法議論については先行研究が一定程度見当たるものの、経産省が産業政策として会社法制に影響を及ぼした政策形成経緯の検証が余り見当たらない。そこで本稿は経産省サイドから見た会社法改正史という位置付けで検討をしていきたい。

2. 経産省先導型立法チャネルの背景

2.1 規制緩和における会社法観の変容

遡ること、1911 年商法改正における法律取調委員会で「改正原案にあたって各種事業団などから提出された意見書を基礎に、目下実際に不便を感じる点だけを修正し、また実業社会や裁判実務と現行法の規定とが適合しない点だけに限定する」との方針が策定された。その後もこの方針が商法改正における姿勢として維持され、「問題を起こしていない制度は変えるべきではない（軽微な問題点であれば、むし

² 神田秀樹 (2006)。

³ 山田泰弘「ステイク・ホルダーと会社法」中東ほか『会社法の選択』39 頁 (2010)。

⁴ 中東正文「要望の顕現—組織再編」中東ほか『会社法の選択』294 頁 (2010)。

ろ変えることによる摩擦のほうが弊害をもたらすこともある）」⁵という謙抑的姿勢で会社法制を捉えることになる。

この背景として私人間の利益調整をする会社法は無色透明で技術的な法であり、価値中立的であるというイデオロギーが支配的であったことにあり「(会社法改正にあたって) 政策論を出発点にすると、論理的な体系化ができなくなる」⁶という見方につながりやすい。

これに対して 2000 年前後から、会社法制を「我が国企業の活動を律する中心的な法律として、我が国の経済活動の極めて重要なインフラの一部」⁷と捉え、2005 年改正前の旧商法では「今や、時代の変化に対応しきれていない部分が目立つようになってきており、21 世紀の企業経営を適切に支えるインフラとして抜本的に整備し直す必要がある」とする見方が、経産省・産業構造審議会（以下「産構審」とする。）中心に提出されるようになる。すなわち、「会社法制の抜本的見直し」を政策課題と捉えた産業組織課では、2000 年 12 月に「21 世紀の企業経営のための会社法制の整備—産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会企業法制分科会報告書—」を取り纏めた。その特徴的な内容は会社法制を見直す根拠として提示した、「ビジネスを支えるインフラ」としての会社法観への転換だった。

この点につき、神田秀樹教授も「会社法は、伝統的には、関係者間の権利義務関係を規定する基本的な私法の一つであることに役割があった。しかし、パラダイムは変わった。現在では、会社法は、国の経済政策の一つの重要な制度的インフラとして、そのあり方が議論されている」⁸と見解を示す。つまり、会社法制は規範論としてではなく、実際に日本経済活性化のための政策を反映したものであり、一定の

⁵ 稲葉威雄（2010）

⁶ 稲葉ほか（2008）

⁷ 経産省経済産業政策局産業組織課（2001）

⁸ 神田秀樹（2000）

企業を重視する体系や内容であることも厭わないとの認識の中で、グローバルな経済状況において日本の企業の競争力を高めるにはどうしたらいいか、という視点で会社法改正が議論される土壌が 2000 年代以降には存在していたものといえる。

従って、このビジネス・インフラとしての会社法制整備というパラダイムの転換が起こったことにより、経産省が産業政策の一環として組織再編を中心とした会社法改正の政策提起をなしうる環境が整った、と考えられる。

2.2 会社法制における政策形成主体としての経産省（旧通産省）の登場

さて、経産省自身が政策課題として商法改正に関する問題に取り組むようになった経緯はどのようなものだったのか。もともと会社法自体の所管は法務省にあって経産省のもとにはない⁹。加えて、1974 年から始まり 2000 年まで続く、根本改正年間までは法制審が中心にそのあり方を議論していたにも関わらず、それまで手付かずだった組織再編分野とはいえ、なぜ経産省が政策課題として取り組むようになったのか。この問いに応えるものとして、ここでは商法上の組織再編法制の特別立法にあたる産活法が制定された経緯を検討していく。

1973 年の第一次オイルショックに発した構造不況期において、過剰設備を処理して業界全体の構造改善を図る必要が、石油・石炭製品・鉄鋼等の業界にあった。そこで通産省内では、1977 年 9 月に構造不況対策本部とともに、「産業組織政策」¹⁰を直接に担当する原課として産業政策局の総務付きで産業組織政策室が設置された。

そこで検討された不況対策立案の中心は、主務大臣が法の定める特定不況業種について事業継続が困難と認める場合に当該業種に属する事業者に一律に設備処理の共同行為を指示しうる指示カルテルだった。そして、公正取引委員会（以下「公取委」とする。）の反対意見を踏まえ、公取委の同意を得ることを条件とした指示

⁹ 法務省設置法 4 条 1 項 1 号、経済産業省設置法 4 条 1 項 3 号 8 号 60 号。

¹⁰ 岡崎哲二（2012）

カルテルを内容として、1978 年 5 月に特定不況産業安定臨時措置法（以下「特安法」とする。）は可決成立した。

また、1979 年の第二次オイルショックに対する構造不況対策として、1983 年 5 月に制定された特定産業構造改善臨時措置法（以下「産構法」とする。）においては、事前及び事後に公取委と十分に意見交換をした上で特定産業の業界再編を認める事業提携という制度を導入している。

以上から、特定産業に対する個別限定的な救済措置ではあったものの、1970 年代後半には通産省内の政策議論のテーマとして「産業組織政策」という総称のもと、主に競争規制を緩和する方向で組織再編法制のあり方が検討されていたことが分かる。

以上の通りに特定産業に対する救済措置の意味合いしか持たなかった通産省の産業組織政策が、一般政策として様変わりしていった主な要因は主に円高による経済環境の変化にある。すなわち、プラザ合意が招いた円高ドル安の長期化によって組立加工メーカーが海外現地生産に移転し、石炭・アルミニウム・鉄鋼等の産業で賃金コストが相対的に重く押し掛かり、新たな経済対策が必要になった。しかし当時は同時に貿易黒字の局面で、構造不況業種への救済措置がアメリカから見ると衰退産業を温存するものと見え、不公正な保護立法をとっているとの批判につながった。そこで 1986 年に、国際協調型経済に沿う形での産業構造の転換を進めるべきだとの政府の「前川リポート」や産構審の「21 世紀産業社会の基本構想」が公表された中で、産業政策局では産業構造転換円滑化臨時措置法（以下「構造転換円滑化法」とする。）案をまとめて、同法案は 1987 年 3 月に可決成立した。

構造転換円滑化法は、特定業種を指定して業界全体に対する指示カルテルを行うという特安法・産構法の救済措置ではなく、特定設備を有している事業者が自らの意思で事業適応計画を作成して、主務大臣の承認を受ける、という枠組みに変えた

点が特徴的である。

つまり、以前は特定産業に対する救済措置に過ぎなかった通産省の産業組織政策が、1980 年代後半には全産業に関わる一般的な産業政策に広がった。

バブル崩壊後の時代を背景に規制緩和の流れにあった 1999 年 3 月、通産省主導で産業競争力会議が国家行政組織法 8 条に基づく諮問機関として設置された¹¹。この産業競争力会議では毎回冒頭において産業政策局長が政府側説明をする機会があり、テーマや議題は産業政策局側で準備していたことが推測され、その後の産業政策形成に大きな影響を与えたものと考えられる。

特に 1999 年 4 月に開催された第 2 回会合では、株式交換・株式移転制度の導入を盛り込んだ商法改正案の早期成立等、企業再編を容易にするための制度改革を求める声が相次いだ。他方、5 月に経団連も「わが国産業の競争力強化に向けた第 1 次提言」を提言・発表した。この中では、前後で商法に本則化された株式交換・株式移転・会社分割に加え、分社化法制として現物出資・財産引受・事後設立における検査役調査制度廃止や債務の一括移転、ストック・オプションの対象を子会社役員・使用人に広げること、90%の支配権取得を前提にしたキャッシュアウト・マージャーといった、その後 2003 年の産活法改正を待つ法制化される内容にわたって広く要望事項として盛り込まれていた。この経団連提言の内容は、1999 年 5 月の産業競争力会議第 3 回会合にて経団連会長から説明された。

これらを受けて 6 月に、政府は「緊急雇用対策及び競争力強化対策について」を決定したが、その中では上記の経団連提言で挙げた組織再編行為に加え、(DES 活用や EBO・MBO 促進を念頭にした)無議決権株式の発行限度枠の拡大や簡易営業譲受といった内容まで言及されており、1999 年と 2003 年の産活法改正で盛り込まれ

¹¹ 岡崎哲二 (2012)

た商法特例措置の下地はこの時、既に現れていたといえよう。

通産省では以後 7 月初旬までの間に産活法案の条文化作業が行われ、法案は閣議決定・国会提出、8 月に可決成立の後に公布され、10 月から全面的に施行された。

この産活法において、初めて商法特例措置が盛り込まれた。すなわち、検査役調査の特例、営業の全部譲受けに関する特例、ストック・オプションの対象拡充、無議決権株式発行枠の拡大である（後掲表 1 参照）。ここにおいて、ついに経産省の産業組織政策は会社法上の組織再編法制的あり方に関して産業立法という形で関与することになり、法務省所管の商法という法インフラの上流に位置することとなったわけである。

以上において、1970 年代後半に特定産業の指示カルテルや事業提携から始まった通産省の産業組織政策が、1980 年代後半には一般政策化したことを振り返った。また、バブル崩壊後の時代を背景に 1990 年代中葉から通産省が政府に強い働きかけをすることで規制緩和策は官民一体で推進され、その中で提示された組織再編に関する商法特例措置が通産省担当の立法課題になったことが分かった。

次に、通産省主導で組織再編法制的を推進する流れを作った通産省内部の動きとして、産業政策局長付きの私的研究会における政策形成を考察する。

3. 経産省先導型立法チャネルの実像

3.1 経産省先導型立法チャネルの萌芽としての私的研究会の意見集約・政策提言

1997 年 6 月成立の商法改正において、合併手続の簡素化が実現したが、この内容は主に報告総会の廃止¹²、債権者保護手続の簡素化¹³、簡易合併手続の導入¹⁴から成

¹² 2005 年法 87 による改正前商法 414 条ノ 2、408 条ノ 2 第 2 項。

¹³ 2005 年法 87 による改正前商法 412 条 1 項但書、同条 2 項・100 条 3 項但書。

¹⁴ 2005 年法 87 による改正前商法 413 条ノ 3 第 1 項。

り立っていた。

バブルが崩壊した平成年間に入ると規制緩和が進み、組織再編法制的は急激に変化を求められていく。まず、1993 年 11 月に通産省・産構審基本問題小委員会が発表した中間提言において「政府の取り組むべき課題」として「会社分割規定の整備」とともに「合併手続の簡素化」が提示された。これに対して経済界も、経団連が 1995 年 10 月発表の「日本産業の中期展望と今後の課題」で要望事項として「合併手続の簡素化」を取り上げ、また翌 1996 年 4 月には「合併法制的の改正に関する意見」として具体的意見を公表した。こうして、1996 年 3 月の閣議決定で改定された「規制緩和計画」にも合併手続の簡素化が加わる中、通産省内では産業組織課¹⁵を事務局とする「商法研究会」が立ち上がり、具体的に会社分割制度とともに合併手続の簡素化も検討されることになる¹⁶。

1994 年 7 月、産業組織課が（財）日本総合研究所にアンケートを委託し、学会及び産業界の有識者から商法研究会が構成され、一年間 14 回にわたる検討を行った結果、1996 年 7 月に「企業分割を巡る課題についての研究報告」とともに「商法合併制度のあり方についての研究報告」が取り纏められ、発表された。

まず、「企業関連法規改正ニーズに関する調査」と名付けられたアンケートは、東証 1 部上場企業の全業種全社を対象に 1994 年 9 月に郵送による発送及び回収方法で実施され、回収率 20.3%・有効回答率は 20.0%だった。ここで得られたアンケート結果及び法務省民事局による検討状況等を踏まえ、商法研究会では現行合併規定に関する論点整理と改正の方向について検討がなされた、とされる。その内容としては合併手続から合併に関わる計算や資本関係、違った種類の合併、税制など商法以外の問題まで多岐にわたって取り上げているが、本稿では合併手続の簡素化の、

¹⁵ 通産省内での 1996 年度組織改正で、産活法立案取り纏めの任にあった産業組織政策室は格上げとなって産業組織課と改組となった。

¹⁶ 通商産業省産業政策局産業組織課（1996）

簡易合併手続の導入に関する部分に絞って商法研究会での検討状況を記述する。

簡易合併手続の導入については、アンケート結果においても回答企業の 82.8%が賛成しており、簡易要件については「親子会社間の合併¹⁷⁾」(92.6%)、「消滅会社の新株総数が存続会社の発行株式数の 20 分の 1 (5%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 50 分の 1 (2%) を超えない」(61.9%) が挙がっていた。

他方、商法研究会では「今日、大規模公開会社の株主は、会社経営については取締役会にこれを任せ、監査役をその日常的監査に当たらせる一方、自らは将来の株価と配当の多寡を主たる関心事としている。こうした株主は、発行済株式総数に占める自らの地位については 20 分の 1 (5%) という厳しい要件を 10 分の 1 (10%) 程度まで緩めても支障はない¹⁸⁾と踏み込んだ意見も出た。その結果、アンケート結果以上に規制緩和を進める方向となり、「新株発行の場合に検査役の選任が不要となる要件である 10 分の 1¹⁹⁾と均衡上、消滅会社の株式に交付する株数が存続会社の発行済株式総数の 10 分の 1 (10%) 以内なら存続会社の株式総数を省略してよい」「ただし、反対株主の買取請求権を認めない場合には 20 分の 1 (5%) でもやむを得ない」と結論付けられた。

ただ、1997 年 6 月の商法改正では、消滅会社の新株総数が存続会社の発行株式数の 20 分の 1 (5%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 50 分の 1 (2%) を超えないというアンケート結果における第二位の内容にまで後退した。

なお、簡易合併の要件緩和はその後も進み、2003 年の改正産活法 12 条ノ 7 第 1 項の読替え規定によって、主務大臣認定の事業者は、消滅会社の新株総数が存続会

¹⁷⁾ 2003 年改正の産活法及び 2006 年成立の会社法で現れる略式合併のことを意味する。

¹⁸⁾ 通商産業省産業政策局産業組織課編 (1996)

¹⁹⁾ 2005 年法 87 による改正前商法 280 条ノ 8 第 1 項

社の発行株式数の 5 分の 1 (20%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 10 分の 1 (10%) を超えない、とされた。さらに会社法では、消滅会社等の株主等に対して交付される株式その他の対価の額が存続会社等の純資産額に対する割合が 5 分の 1 (20%) を超えない場合（定款で 5 分の 1 の割合を下回る割合を定めた場合はその割合を超えない場合）、と緩和された要件は本則化されている。

この点を考えると、1996 年当時の商法研究会の検討結果は産活法における特例措置によって試行が行われた後、さらに規制緩和が進んだ形で本則化されていった、と評価しうるものと思われる。

以上、合併手続の簡素化に関する商法研究会の報告内容を検討して来たが、経済界へのアンケート結果をもとに議論の対象を設定し、必要であればアンケート結果以上の規制緩和を進めようとする商法研究会の積極的な姿が浮かび上がってくる。結論の一部は 1997 年改正商法にそのまま反映しなかったが、その後の産活法での試行的な特例措置を通じて会社法に概ね本則化された点で、合併法制における規制緩和の法改正の流れを作ったのは、この商法研究会の報告にあったと考えられる。

その後、持株会社解禁における二度（1994 年 11 月、1996 年 8 月）にわたる企業法制研究会や、その商法上の受け皿としての株式交換制度創設における第二次商法研究会（1997 年 7 月）においても同様に政策形成をするプロセスがとられていった。

3.2 商法・会社法本則化ツールとしての産活法の存在

次に産活法上の特例措置がその後いかに本則化されていったか、その対応関係について検討する。次頁の表 1 は、商法又は会社法上の特例措置が産活法において立法化された経緯を示す。

（表 1）²⁰産活法における商法又は会社法特例措置の一覧

導入年	産活法上の商法又は会社法特例措置
1995◆	ストック・オプションの創設 [1997 年本則化]
1999	ストック・オプションの特例 [2001 年本則化] 無議決権株式の発行枠の拡大 [2001 年本則化] 現物出資等の検査役調査の特例（設立時・設立後・事後設立） [2002 年本則化] 簡易営業譲受け [2000 年本則化]
2003	現物出資等の検査役調査の免除（設立時・設立後・事後設立） [2005 年本則化] 合併対価の柔軟化 [2005 年本則化] 中間配当にかかる現物配当 [2005 年本則化] 社債権者に対する債権者異議の特例 [2005 年本則化] 増減資同時実行時の総会決議の特例 [2005 年本則化] 自己株式処分時の準備金の積立制度 [2005 年本則化] 準備金の減少額の制限特例 [2005 年本則化] 簡易組織再編の要件緩和 [2005 年本則化] 略式組織再編における対象会社での総会決議省略 株式併合の総会決議の特例
2011	自社株対価 TOB 促進のための有利発行・検査役調査の特例 完全子会社化の円滑化のための全部取得条項付種類株式の特例

そして経産省の発表²¹によると、1999 年 11 月から 2003 年 3 月までになされた、全認定実績 204 件中の認定特例措置の内訳は表 2 の通り（重複あり）である。

（表 2）1999 年 11 月～2003 年 3 月の産活法認定実績

（全 204 件中）	税制（登録免許税等）	低利融資	債務保証	検査役調査	ストックオプション	無議決権株式発行
件数	185	46	6	26	3	1
割合	90.7%	22.5%	2.9%	12.7%	1.5%	0.5%

ほとんどが登録免許税等の軽減利用だったわけだが、現物出資等の検査役調査の特例を中心にある程度のニーズがあったことがうかがえる。そこで以下では、検査

²⁰ ◆特定新規事業実施円滑化臨時措置法が 1995 年 7 月に改正された際、ストック・オプション制度が初めて法文化された。

※ 下線の網掛け部分は、その後商法・会社法に本則化されたことを意味する。

²¹ http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/nintei/past_result.html

役調査の特例と 2002 年改正商法での本則化の関係を検討する。

当時の商法上²²、原則として現物出資等により分社化等を行う際には裁判所が選任する検査役の調査を必要としたが、従来から検査役の選任・調査にかかる費用や時間が不確定である点に批判が集中していた。この点、2003 年改正前の産活法 8 条では、会社の実状等を熟知する弁護士・公認会計士又は監査法人の調査により、裁判所選任の検査役調査に替えるものを認める特例措置が定められた。

この点、株式交換制度及び会社分割制度が導入される以前の商法上の組織再編には現物出資が欠かせなかったため、1990 年代以降に組織再編法制的あり方を検討していた通産省は検討初期から、この検査役制度の是正について問題意識を持っていたと考えられる。まず、1996 年 7 月に第一次商法研究会が発表した「企業分割を巡る課題についての研究報告」においても分社化手続の問題点として検査役調査を挙げ、「①公認会計士、監査法人等、

（表 3）2003 年 4 月～2013 年 3 月の産活法認定実績

※2013 年 4 月 1 日現在認定実績に基づく総計(402 件)		(件)	(%)
税制	資産評価損の損金算入	45	11.2
	事業革新設備の特別償却(資源生産性革新設備等の特別償却含む)	22	5.8
	登録免許税	338	84.1
	欠損金の繰越等	1	0.2
	共同現物出資	0	0
	不動産取得税	34	8.5
金融	日本政策投資銀行	35	8.7
	中小3金融機関	3	0.7
	中小企業基盤整備機構	22	5.8
	信用保証協会	1	0.2
	長期資金調達支援	1	0.2
商法会社法	検査役の調査	64	15.9
	簡易組織再編	36	9.0
	子会社株の配当	0	0
	合併等対価の柔軟化	32	8.0
	分割時の催告	0	0
民法	資本等の減少(株式併合)	13	3.2
	事業譲渡の催告	8	2.0
	物流関係法の特例	0	0

²² 2002 年法 44 による改正前商法 173 条 1 項 2 項 3 項、280 条ノ 8 第 1 項 2 項、246 条 2 項。

特に出資会社の会計監査人を検査役に選任することができるようにする（裁判所の運用実務改善）「②—（略）—（現物出資など全般について検査役による調査は廃止する.）」といった意見を併記しながら、実務面または制度面での見直しが必要と結論付けていた。さらに、1998 年 2 月に第二次商法研究会が発表した「持株会社をめぐる商法上の諸問題—株式交換制度の創設に向けて—」でも、株式交換を検討する契機の一つとして検査役調査を要する現物出資構成を避けることにあり、常に商法研究会で議論の俎上に載ってきたテーマといえる。

このように分社化等を実施するのに支障となった検査役調査制度だったためか、1999 年の改正前産活法で認められた商法特例措置の中で比較的認定実績もあって実務上のニーズが高かったことが窺われる。2000 年 10 月の経団連発表の「商法改正への提言」でも「早期に成立を求める事項」5 項目の一つとして、先ほどのストック・オプション制度の整備とともに検査役調査制度の見直しが挙がる。以上の 2003 年改正前産活法の商法特例措置の中でも、最も経済界の要請の高いテーマだったと考えられ、通産省による政策形成がなされて本則化につながった経産省先導型立法チャンネルの好例と思われる。

なお、2003 年改正産活法のもとにおいては現物出資等の検査役調査の全面的省略を認める特例措置が設けられた²³。表 3 の統計を見ると、2003 年 4 月 1 日から 2013 年 4 月 1 日までの産活法の認定実績全 402 件中、検査役調査の利用は 64 件 (15.9%) で、これは登録免許税軽減 (338 件, 84.1%) に次いで多い実績だった。やはり一定の認定実績が認められ、経済界からのニーズの高さが推察される。ただ、会社法では事後設立のみ検査役調査が廃止されるに至ったため、現在の産活法においても設立時や株式募集時の検査役調査省略の特例措置条項は残存している²⁴。産活法上、会社法特例措置として提示された政策課題はほぼその後本則化されてきた中で、最

²³ 2003 年改正産活法 10 条, 11 条, 12 条。

²⁴ 2011 年法 25 による改正産活法 18 条, 19 条。

後に残された課題であるといえよう。

改正産活法（2003 年）特例措置と会社法（2006 年）への本則化

経済産業政策局では、2001 年以降の産業サイドの過剰供給構造と過剰債務問題の深刻化、それに伴う生産性低下の一因には設備投資の低迷にあることを基礎に、2003 年 4 月に産活法を新たに抜本改正することとした。この点、改正前の産活法では、事業会社が生産性の低い分野から撤退して生産性の高い分野に経営資源を重点投入することを促進するような事業再構築計画²⁵のみだったが、多様な問題解決に対応するため計画類型も複数揃い、特例措置も改正前に比べて豊富に揃えられることになった。なお、産活法の認定実績は表 3 の通りで、改正前同様に登録免許税軽減 (84.1%) が大部分を占める。商法特例措置に絞ると、検査役調査制度の特例 (15.9%) に次いで簡易組織再編 (9.0%) と合併対価の柔軟化 (8.0%) の利用が高かったことが分かる。

また、2003 年 10 月に経団連が「会社法改正への提言—企業の国際競争力の確保、企業・株主等の選択の尊重—²⁶」を公表したが、合併等の対価の柔軟化、簡易組織再編要件の緩和・略式組織再編の許容、検査役調査制度の見直し、子会社による親会社株式取得を提言している。最後の子会社による親会社株式取得を除く 3 テーマとも、産活法上の認定実績の高い項目と合致し、これらの制度のニーズの高さが窺われる。

また、2006 年の会社法で特例措置の大部分が本則化された事実は、本稿冒頭において産活法上の認定実績に基づいて本則化したとの経産省の説明と合致し、産活法が実際に経済界等から集約した政策を立法化して本則化につなげるツールだったことが分かる。

²⁵ 2003 年法 26 による改正前産活法 3 条

²⁶ <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/095.html>

さて、ここまでの検討によって、以下のような経産省先導型立法チャネルの存在が浮かび上がってきた。

すなわち第 1 に、通産省内では産業政策局長の私的研究会が政策集約の場として設定され、経済界等からの意見を集約してメンバーの中で議論した後に政策提言を公表する。合併手続の簡素化のようにそのまま法制審の俎上に上がっていくケースもあった。

また第 2 に、産業政策としての当否や経済界のニーズを検証するためにも産活法等の特例措置で特別立法化する。その認定実績を説得材料として活用しながら、さらに法制審の議論を促し、組織再編法制分野を中心に商法又は会社法に本則化させていく。

2006 年の会社法制定までに、概ね以上のような経産省先導型立法チャネルが現れたが、会社法施行後、これがどのように機能していったのか。次に会社法制定後の経産省による政策形成を考察する。この点、買収防衛策における企業価値研究会も私的研究会が政策形成機能を発揮した嚆矢の事例だが、ここでは経産省が完全子会社法制を深化させていく姿を取り上げる。

3.3 完全子会社化の手法としての略式組織再編、自社株対価 TOB 及びキャッシュアウト

特別支配関係にある会社間で組織再編行為を行う場合において、被支配会社における株主総会の決議を要しないとする略式組織再編について、第一次商法研究会は 1996 年 7 月に発表した「商法合併制度のあり方についての研究報告」において言及したが、当時は簡易合併制度の一類型として捉えられた（前掲脚注 17 参照）。これは企業が完全子会社化を円滑化に進めるために求められた制度である。

経団連も、2000 年 10 月に発表した「商法改正への提言」の「確実に実現すべき具体的事項」において株式の強制買取りとキャッシュアウト・マージャーの導入を

挙げ、完全子会社化を円滑化する組織再編法制を要望しており、その後の会社法制の現代化における 2003 年 10 月の「会社法改正への提言²⁷」でも簡易組織再編要件の緩和と並んで「略式組織再編（支配関係のある会社間）の許容」を求めている。

この中で、2003 年 4 月に改正された産活法では認定事業者へ略式組織再編行為を認め²⁸、続く 2006 年の会社法制定ではさらに本則化された²⁹。この点、会社法上は被支配会社での株主総会特別決議の省略が認められる特別支配関係は 90%を必要とするが、産活法上は 3 分の 2 で足りるため、現在も会社法に対する特例として産活法の特例措置は存続している³⁰。

さらに、2010 年 6 月に産業組織課は「今後の企業法制の在り方について³¹」との報告書を発表する。これは同時期に法務大臣から法制審に対して行われた会社法制の見直しに関する諮問では「企業統治のあり方」と「親子会社に関する規律の見直し」という二つの切り口からとらえているのに対し、第三の見直しの切り口として「企業の組織再編・M&Aの支援を掲げ³²」ることにより、産業構造ビジョン 2010³³を基礎とする経産省意見を提出して組織再編法制を再度推進することにあつた。その提言内容には「自社株対価 TOB の利用促進」「スクイーズアウト・セルアウト制度の創設」等の項目が挙がる。

さて完全子会社化を実現には、(a) 公開買付けによる 3 分の 2 以上の支配権取得、

²⁷ 前掲注 (150)。 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/095.html>

²⁸ 2009 年法 106 による改正前産活法 12 条の 2 ないし 12 条の 7 の各第 2 項。

²⁹ 2009 年法 87 による会社法 784 条 1 項、796 条 1 項等。

³⁰ 2011 年法 25 による改正産活法 20 条 1 項 2 項。総株主の議決権の 3 分の 2 以上を有している場合は被支配会社の株主総会を開催しても当該組織再編行為は承認決議がなされるであろうことをもって取締役会決議で足りる、と説明された。

³¹ <http://www.meti.go.jp/press/20100623008/20100623008-3.pdf>

³² 那須野太 (2010)

³³ <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004660/index.html>。サイト中にある PDF、「IV-3. 収益力を高める産業再編・新陳代謝の活性化」223 頁に記載がある。

(b) 残存株主へのキャッシュアウト、という二段階による処理が必要になる。この点、(a)において対価として現金又は自社株を認める上での手続上の煩雑さ解消が（問題点①）、また、(b)においては全部取得条項付種類株式制度を用いる上での手続上の煩雑さの解消（問題点②）、及びキャッシュアウトさせられる少数株主への保護（問題点③）が問題となる。この問題構造に対応して、その後の組織再編法制に関する政策議論は進展していくことになる。

2011 年に成立した改正産活法では会社法で本則化されずに残された特例措置³⁴に加え、新たに自社株対価 T O B 利用促進するための特例措置³⁵（上記問題点①を解消する措置）とスクイーズアウト円滑化の特例措置³⁶（上記問題点②を解消する措置）が設けられた。

まず、自社株対価 T O B に関する特例措置の効果としての、「検査役調査を省略すること」および「子会社による親会社株式取得禁止規制の適用除外」については、2003 年 10 月に経団連が「会社法改正への提言」で求めた中で 2006 年の会社法における法制化から漏れたテーマであり、組織再編法制に関する政策の継続性・連続性が窺われる。

また、スクイーズアウト円滑化の特例は、90%の特別支配関係を前提に、キャッシュアウトされる株主に第一段階の公開買付け（前頁の(a)）と同額相当の対価を交付することを条件に、第二段階のキャッシュアウト（前頁の(b)）において対象会社の株主総会特別決議の省略を認めた。この 90%という特別支配関係の要件に略式組織再編法制からの思考の連続性が認められ、また、強圧的二段階買収の危険に

³⁴ 現物出資及び財産引受に関する検査役調査の省略の特例（2011 年法 25 による改正産活法 18 条、19 条）、略式組織再編における株主総会決議省略の特例（2011 年法 25 による改正産活法 20 条）、減資同時の株式併合における株主総会決議省略の特例（2011 年法 25 による改正産活法 21 条）を指す。すなわち、31 頁のまとめ表中の F・N・O)に対応する。

³⁵ 2011 年法 25 による改正産活法 21 条の 2。

³⁶ 2011 年法 25 による改正産活法 21 条の 3。

に対する手当を施すことによってスクイーズアウト制度の許容性を論証する態度は次の問題点③における法制審における政策議論に引き継がれる。

すなわち、2012 年 9 月に法制審は「会社法制の見直しに関する要綱³⁷」を発表したが、キャッシュアウトに関する制度として「特別支配株主の株式等売渡請求」と「全部取得条項付種類株式の取得」等が取り上げられた。特別支配株主の株式等売渡請求は、90%以上という特別支配関係を基礎に対象会社の株主総会決議を省略した点で産活法上のスクイーズアウト円滑化の特例の考え方の延長上にある制度といえよう。また、全部取得条項付種類株式の取得は現行制度に事前開示手続といった少数株主保護の制度を付加する内容である。

いずれも完全子会社化という大枠の中でキャッシュアウトさせられる少数株主を保護する点で前掲の問題点③を解消する提案だったが、行き過ぎた規制緩和を押し戻して利害関係者間の調整を法制審が図ろうとしたものと思われる³⁸。すなわち、ビジネス・インフラ整備の論点提起という経産省先導の姿と、利害関係者間の調整としての監視役たる法制審という姿が見え、経産省先導型立法チャネルにおける両者の協働関係が現在も窺われる。

以上、ここでは会社法制定後の展開を見て来た。すなわち「企業法制の在り方について」といった報告書で提言して、その後に産活法で産業立法化して経済界のニーズを探っていく、という点で経産省先導型立法チャネルの残像が認められた。

4. 経産省先導型立法チャネルの性格

4.1 法制審議会集約型立法チャネルによる政策形成過程

では、従来からの立法チャネルとして法制審はどのような機能を果たしてきたのか。

³⁷ <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500016.html>

³⁸ 法制審議会会社法制部会議事録（2012）、岩原紳作（2012）

第 1 に、専門的知識の補充が挙がる。1976 年当時の部会当時の構成³⁹を見ても、当時法務省特別顧問となっていた鈴木竹雄前東京大学教授を部会長に委員 30 名のうち 12 名、幹事 21 名のうち 4 名が大学教授で占められる。さらに法律実務家では、委員では最高裁事務総局民事局長、東京地裁・浦和地裁の両所長、弁護士等の 7 名、幹事では法務大臣官房・民事局付検事や参事官らキャリア法務官僚と弁護士の 12 名が並ぶ。つまり、商法部会の委員全体でも幹事も含めた部会全員でも約 2/3 は法的専門知識を有する法律家らで構成されていたことが分かる。

第 2 に、利益集団間の対立する利益調整機能が挙がる。その利益調整の方法に関する制度として客観的に現在確認できるものは、意見照会が挙げられる。広く国民から意見や情報を募集するパブリック・コメントと違い、意見照会は法務省参事官室から関係各界の特定の団体に向けて意見照会をする制度である。

会社法根本改正論議の当初に 4 度（1975 年 6 月・1977 年 5 月・1978 年 12 月・1979 年 12 月）、法務省参事官室から公表された上で意見照会が行われた。回答期間は 7 か月から 11 か月間、回答結果はそのままの文面を掲載するとともに、統計的处理を行わない形で担当参事官によって整理分析されて旬刊商事法務等の専門誌に掲載された。例えば、1975 年 6 月の意見照会に対して意見提出団体は 57 団体中、高裁・地裁や大学を除く 46 団体は経営者団体や実際の業務を担当する実務家等の利害関係者だった、といえる。つまり、利害関係者は意見照会に対する回答を通じて、自己の要望を表明する機会が与えられていた、といえる。

ただ、パブリック・コメントと異なり、照会先以外の者が意見を表明することが想定されず、たとえ、その者が意見を表明したとしても、法務省がそれを直接取り上げない可能性は残る。そこで、照会先に入らない零細企業等「声なきステーク・ホルダー」に対する「依頼なき代弁者」として会社法学者が行動することで、法制

³⁹ 資料編「法制審議会商法（会社法）部会委員・幹事名簿」中東ほか『会社法の選択』1173 頁（2010）。

審は社会の中にある利害調整をした、と考えられる。つまり声なきステーク・ホルダーの利益を学者が代弁することで、私人間の利益を調整するという構造が、当時に支配的であった無色透明な会社法観と合致して商法改正を推し進めてきたといえる。

4.2 議員立法における政策形成

1997 年から 2003 年まで議員立法による商法改正が続いた。これは会社法制の政策形成の主体が行政府から国会議員に替わったといえるものだったか。

この点、内閣提出法案におけるスケジュール⁴⁰を前提にすると①原課での施策立案作成は年度当初の検討から約 5 か月、②原局内の準備室における参事官たちの法案作成は内閣法制局の最終審査までに約 4 か月かかっている。その上で議員提出立法の場合、①～②に相当するプロセスは「立案の端緒」で議院法制局へ立案依頼があった時点から議院法制局にて法制執務に則った条文化作業が完了した時点まで、ということになる。

以上を前提にするならば、議員提出立法において議員法制局を通して①施策立案（5 か月）及び②法案作成（4 か月）の作業をするには、最低限でも約 9 か月の期間が必要となるはずである。

以上の立法過程の構造を前提に、1997 年 5 月成立のストック・オプション導入⁴¹や 2001 年 6 月の金庫株解禁⁴²、2003 年 7 月の商法特例法改正⁴³（以下併せて「ファイ

⁴⁰ このスケジュールに関する内部通達は、内閣官房長官から事務次官等会議構成員あて「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」（昭和三十六年七月一四日内閣甲第四三号属）別紙 2「国会の常会に提出する予算及び法律案の取り扱いについて」。

⁴¹ 保岡興治（1997）

⁴² 原田晃治・泰田啓太・郡谷大輔（2001）

⁴³ 塩崎恭久・太田誠一・保岡興治・石井啓一・金子善次郎（2003）

ナンス分野の議員立法」という。)は、経済界の要請によってコーポレート・ファイナンス分野での規制緩和をするもので、何れも企業の定時株主総会等の時期的問題から緊急立法が必要と説明された事案だった。ただ、実際は 2~3 ヶ月間といった、議員法制局を利用する余裕のないスケジュールを考えると、ステーク・ホルダーから意見集約をして独自に政策形成をするには至らなかったものと考えられる。

これに対して、2001 年 12 月の取締役の責任軽減等のコーポレート・ガバナンス分野での規制緩和策については長期間にわたって政策議論や意見集約を行い、また法務省との役割分担を明確にした⁴⁴ことで独自の政策形成がなされていたと評価できるだろう。

4.3 その他の立法チャンネルとの比較による経産省先導型立法チャンネルの性格

以上、4.1 で法制審集約型立法チャンネルを、4.2 で議員立法の政策形成アプローチを検討して来たが、これらを比較することで経産省先導型立法チャンネルの性格を明らかにしたい。そこで、具体的にはどのように政策形成アプローチの性格の相違を分析するか。

この点、明治期から 1999 年までの会社法改正史における株主の監視監督機能と経営陣の持つオートノミーのバランスを描いた先行研究⁴⁵において、政策形成アプローチの視点として “policy push” と “demand pull” との分析ツールが提案されている。

すなわち、「法改正は二通りの尺度で分類化されうる。一つ目は法改正が practice に影響を及ぼしたかどうかである。さらに二つ目は誰が法改正を主導したかである。すなわち今まで法改正がなされた中で、practice を変更するために広い視点から立法院に主導されていたケースがあった。他方、既存の法システムの中ではなし得な

⁴⁴ 原田晃治 (2001)

⁴⁵ Shishido, Zenichi (2001)

い practice を実現すべく、ビジネス界主導でなされた法改正もあった。これら法改正のうち、前者を “policy push” と呼び、後者を “demand pull” と呼んでいくことにする」という分析ツールである。

この “policy push” と “demand pull” の視点から以下、各立法チャンネルの政策形成アプローチの特徴を論じる。

意見集約・政策形成のプロセス

経産省先導型立法チャンネルにおいて、商法研究会のような、産業政策局長の私的な研究会は、学界関係者を座長に経団連をはじめとした事業会社中心の実務担当者で構成されていた⁴⁶。そして議論に先立ち、上場企業中心にアンケート調査を実施して結果をもとに研究会で議論がなされた点や、「商法改正への提言」や「会社法改正への提言」等、経団連中心に当時の経済界からの要望に基づき、政府が経済界の要望を含む大綱を定めた上で、各論として経産省内で検討されたことを考えると、“demand pull” アプローチであったと評価できるであろう。

ただ、そもそも議論の出発点として産業組織政策を担当する原課、主に産業組織課や産業再生課等といった政策に関係する課が中心に次年度の新規施策のテーマを設定していたことを考えると、実は「何を話し合うか」という点で産業政策局が “policy push” で産業組織政策を進めており、その結果としての研究会報告書の公表である可能性もある。

これに対し、根本改正年間における法制審集約型立法チャンネルでは、法務大臣からの諮問事項が商法部会での検討テーマであり、また学界関係者や法律実務家とい

⁴⁶ 第一次商法研究会では学者が 6 名・企業法務部等の実務担当者が 12 名、第二次商法研究会では学者が 7 名・企業法務部等の実務担当者が 13 名だった。学者も会社法学者のみならず、租税法や商学系の専門家も含まれていた。具体的名簿は経産省から公表された議事録に基づく。

った法的専門知識を有するメンバーを中心に構成されていた。そして（少数者保護という意味で）利益集団間の調整を中心に法制の整合をとって最低限の修正に努めてきたスタンスや、当時の会社法観として公正で無色透明な規制ルールであったことを考えると、学界中心にあるべき法の姿を追求し、その結果として現れた商法改正だったといえる。経済界を起点にした政治介入が全くなかったわけではないと思うが、構造的に学会・法曹界が法案を作成して立法化した極めて“policy push”アプローチだったといえる。また、意見集約として意見照会制度が挙げられるが、一定の政策形成がなされた後の意見提出の機会に過ぎず、経産省先導型立法チャネルでの研究会におけるアンケート調査のように、議論に先立っての意見提出ではなかった。この点を考えると、法制審集約型立法チャネルは“policy push”の色彩が濃い。

なお、議員立法チャネルでは、ファイナンス分野の議員立法が主に経済界からの緊急要請にこたえるものばかりだったので直截的に“demand pull”で、また 2001 年 12 月の商法改正も規制緩和のもとに議員が経済界の要望を聞き取りながら政策骨子を取り纏めた点で経産省先導型立法チャネルに似て“demand pull”アプローチであった、といえよう。

立法化・本則化のプロセス

経産省先導型立法チャネルでは、産活法といった経産省所管の産業立法によって、形成された政策を立法化し、経済界のニーズを一定程度検証しながら、その後の本則化の議論につなげる、という仕組みがある。そもそも 1970 年代の特安法・産構法の時代には通産大臣が構造不況に陥った特定産業に対する再建計画を作成し、この特定産業に業界再編等を指示する、という強い“policy push”の性格を持っていたのが産業立法だった。その後、外圧等の諸要因から産業立法は許可制へ変容していき、1999 年に産活法が制定された頃には産業立法は利用する申請事業者の活用

実績によって経済界のニーズを図ることのできるツールになっていた、といえる。すなわち、産活法はユーザーである経済界へのサーベイとして機能した点で“demand pull”アプローチであるといえる。

また、官民交流の場として内閣レベルでは産業競争力会議、経産省内では産構審等、経済界との意見交換の場に恵まれており、規制緩和の具体化である組織再編法制の立法化を官民共同で提言する背景があった。立法をめぐる社会環境も“demand pull”な環境にあったといえよう。

これに対し、根本改正年間における法制審集約型立法チャネルのもとにおいて、立法は政策の実現ではなく法制間の不整合を整備することにあって、法制審商法部会での議論が熟す度に当時の政治状況をにらみながら立法化するものだった。無色透明で中立な法整備であったため、経済界という一方の利害関係者の利益実現を目指すような法改正の発想はない。したがって、立法段階においても“demand pull”でないという意味で、“policy push”な立法環境にあったと評価しうるであろう。

なお、ファイナンス分野の議員立法は経済界からの緊急要請に基づいていた点で出発点は“demand pull”だが、制定時期ありきで法務省内での法制審集約型立法チャネルを経由せずに直接国会に法案提出をする点を捉えるなら、国会議員が独走する“policy push”な側面があるといえよう。

継続・連続的な政策形成のプロセス

経産省先導型立法チャネルでは、産業政策局という原局が産業政策を所管して政策内容によって各課に担当を振り分けて毎年度施策を立案して来た。一部署が継続的に政策形成に関与するため、ビジネス・インフラ整備という目的に向かって一貫した産業政策をとることができる、といえる。例えば、完全子会社化法制整備にめぐる議論も 1996 年の第一次商法研究会から出発し、2010 年の「企業法制の在り方について」に至るまで議論は発展、深化し、企業がとりうるメニューが多様化して

いったことを鑑みると、政策形成の継続性や一貫性を感じさせる。一国における統一的な産業政策を推進する上で一部署が政策形成を担う重要性を再認識するとともに、結局、経産省が継続的で統一的な政策形成を経済界に促す点で実は“policy push”アプローチだったのではないかと、とも思えてくる。

5 おわりに

本稿ではまず、経産省先導型立法チャネル生起の背景を探った。ビジネス・インフラであるとの会社法観への転換と、産業政策が組織再編法制につながる様や経産省が会社法の施策立案が課題となっていく経緯を明らかにした。

次に、経産省先導型立法チャネルの実像を検証すべく、簡易合併や検査役調査の緩和、完全子会社法制の政策形成の経緯をたどった。そこで現れたのは、経産省内の私的研究会にて意見集約・政策提言をして立法議論を促すプロセスと、その提言された政策を具体化すべく産活法といった特別立法を利用して経済界というユーザーに「お試し」してもらい、本則化につなげるプロセスだった。

最後に、昭和年間における法制審集約型チャネルの機能を概括した上で、1997 年以降に現れた議員立法の政策形成について検討した。その上で、これらと比較しながら、経産省先導型立法チャネルの性格を明らかにすることを試みた。意見集約や立法化の観点で概ね“demand pull”アプローチであると評価できるものの、統一的な産業政策の推進という性格上“policy push”な側面も窺えた。

以上が、本稿で明らかにした経産省先導型立法チャネルの全体像である。

法制審での経緯を中心に検討される会社法制史の先行研究が多いなか、産業政策から説明するとどうなるのか、そんな問題意識のもとに本稿を執筆した。本稿が今後の会社法の政策形成に僅かにも資することを祈っている。

参考文献

- Shishido, Zenichi, *Reform in Japanese Corporate Law and Corporate Governance: Current Change in Historical Perspective*, 49 AM. J. CORP. L. 653 (2001).
- 相澤哲編著『立案担当者による 新・会社法の解説』別冊商事法務 295 号（商事法務, 2006）
- 稲葉威雄『会社法の解明』（中央経済社, 2010）
- 稲葉威雄ほか編著『改正史から読み解く会社法の論点』（中央経済社, 2008）
- 岩原紳作『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔IV〕商事法務 1978 号 55 頁（2012）
- 岡崎哲二編著『通商産業政策史 1980—2000 第 3 巻 産業政策』（経済産業調査会, 2012）
- 神田秀樹『会社法入門』32 頁（岩波書店, 2006）
- 神田秀樹「会社法改正の国際的背景」商事法務 1574 号 11 頁（2000）
- 経済産業省経済産業政策局産業組織課編『21 世紀の企業経営のための会社法制の整備—産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会企業法制分科会報告書一』（商事法務, 2001）
- 経済産業省経済産業政策局産業再生課編著『詳解産業活力再生法』（商事法務, 2005）
- 経済産業省経済産業局産業再生課編『逐条解説・産活法』（商事法務, 2011）
- 郡谷大輔「会社法雑和—制度を納得、実務のヒントに（第 3 回）産活法の特例と商法・会社法への影響」週刊 T&A master 409 号 4 頁以下（ロータス 21, 2011）
- 塩崎恭久・太田誠一・保岡興治・石井啓一・金子善次郎「自己株式取得方法の見直し等に関する商法等の改正の経緯と概要」商事法務 1672 号 5 頁（2003）
- 通商産業省産業政策局編『構造不況法の解説—特定不況産業安定臨時措置法』（通商産業調査会, 1978）
- 通商産業省産業政策局産業組織課編『会社合併・分割の現状と課題』別冊商事法務 187 号（商事法務, 1996）
- 通産省産業政策局産業組織課編『持株会社をめぐる商法上の諸問題—株式交換制度の創設に向けて—』別冊商事法務 206 号（商事法務, 1998）
- 中東正文ほか編著『会社法の選択—新しい社会の会社法を求めて』（商事法務, 2010）
- 那須野太「経済産業省意見『今後の企業法制の在り方について』」商事法務 1906 号 42 頁（2010）
- 原田晃治「会社法改正の課題と現状—株式制度の見直し等を内容とする平成 13 年改正法の位置付け」ジュリスト 1220 号 12 頁（2001）
- 原田晃治・泰田啓太・郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔上〕」商事法務 1607 号 4 頁（2001）
- 元木伸ほか『商法改正に関する各界意見の分析』別冊商事法務 51 号（商事法務, 1981）
- 矢次惇＝鴻常夫「会社法の戦後の展開と課題Ⅱ」法学セミナー 143 号 47 頁（1968）
- 保岡興治「ストック・オプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」商事法務 1458 号 3 頁以下（1997）

参考資料：(表 4) 商法／会社法改正史と法務省における主な改正議論の対比

成立年	商法の改正内容	法務省での主な改正議論
1899 (明 32)	現行商法成立 (1899 年 6 月施行)	1911 年改正において、その後の法務省の謙抑的な改正方針が策定 (根本改正期まで維持)。
1911 (明 44)	取締役・監査役に対する責任強化	
1938 (昭 13)	有限会社法成立	
1948 (昭 23)	株金分割払込制を廃止し、全額払込制へ移行	
1950 (昭 25)	授權株式・取締役会制度導入、株主権強化 (株主代表訴訟提起権、違法行為差止請求権等)	
1955 (昭 30)	新株引受権、株主名簿の閉鎖等の規定整備	
1962 (昭 37)	損益法に合わせた計算規定の改正	
1966 (昭 41)	転換社債の転換請求、株式の譲渡制限、議決権の不統一行使、新株発行手続、新株引受権の譲渡、株式の譲渡方式、株券不所持制度、額面株式と無額面株式の相互転換	
1974 (昭 49)	業務の会計監査への拡大、報酬決定や任期伸長等の監査役制度強化、商法特例法成立	
1981 (昭 56)	5 万円への株式単位の引上げ強制、監査役 の常勤・複数制度等強化、商法特例法適用 範囲拡大、株主義案提案権・取締役説明義 務、利益供与禁止、新株引受権付社債の導 入等	
1990 (平 2)	最低資本金 (株式会社 1000 万円／有限会 社 300 万円) 導入、検査役調査の特例等設 立手続の簡素化等	1974 年改正時に参議院法 務委員会でコーポレー ト・ガバナンス全面見直 しの附帯決議がなされ、 法制審商法部会が株式会 社法を根本的に改正する 方針のもとに審議再開す る。 1975 年に法務省民事局参 事官室から「会社法改正 に関する問題点」が公表。
1993 (平 5)	帳簿閲覧要件緩和、株主代表制度の手数料 緩和、監査役会制度導入、担保付社債信託 法成立	
1994 (平 6)	持株会を認める自己株式取得規制の一部 緩和等	



法制審商法部会中心の
根本改正作業

1997 (平 9)①	ストック・オプションの導入等 (6 月施行)、 株式消却特例法成立	2000 年改正にて根本改正 作業が終了する。 (2000 年の審議会改革の なか、部会が非常設化す る) 2000 年に法務省民事局か ら「今後の商法改正につ いて」が発表、2001 年に 会社法制の大幅な見直し についての中間試案を公 表。
1997 (平 9)②	簡易合併等、合併手続の簡素化 (10 月施 行)	
1997 (平 9)③	利益供与罪の厳罰化、利益要求罪新設 (12 月施行)	
1999 (平 11)	株式交換・株式移転の導入	
2000 (平 12)	会社分割、簡易営業譲受けの導入	
2001 (平 13) ①	金庫株解禁、額面株式廃止・単元株制度創 設、利益準備金積立限度額変更等 (10 月 施行)	
2001 (平 13) ②	新株予約権の創設、譲渡制限会社における 特例等、株主総会書類等の電子化 (翌 2002 年 4 月施行)	
2001 (平 13) ③	監査役を取締役会出席権限・辞任時の意見 陳述権等の監査役制度強化、会社の被告取 締役への補助参加等 (翌 2002 年 5 月施行)	
2002 (平 14)	委員会等設置会社・重要財産委員会制度、 総株主同意による総会開催省略等の総会 手続の簡素化、総会の特別決議の定足数を 1/3 に緩和、種類株主による取締役の選解 任制度、株券失効制度、連結計算書類制度、 現物出資等の財産価格の証明制度、等の導 入	
2003 (平 15)	取締役会決議による自己株式取得、中間配 当限度額の見直し	
2004 (平 16)	株券不発行・電子公告制度の導入	2002 年から法制審会社法 (現代化関係) が開始。 翌 2003 年に「会社法制の 現代化に関する要綱試 案」公表。
2005 (平 17)	現行会社法成立 (2006(平 18)年 5 月 1 日 施行)	
—	—	

2010(平 22)年から会社法
制の見直し議論開始、
2012 (平 24) 年に要綱公
表。

以上